

2013 年合格目標

相続税法

理論マスター見本

P36～P37

理論ドクター見本

P32～P36

2013 年合格目標

相続税法

理論マスター見本

3-6

小規模宅地等についての相続税の課税価格 の計算の特例

[ランクA]

1. 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例

(措法69の4①)

重要度◎

個人が相続又は遺贈により取得した財産のうちに、その相続の開始の直前に
いて、被相続人又はその被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族の事
業（事業に準ずるものとして一定のものを含む。）の用又は居住の用に供されていた
宅地等で一定の建物又は構築物の敷地の用に供されているもので一定のもの（特
定事業用宅地等、特定居住用宅地等、特定同族会社事業用宅地等及び貸付事業用宅地等
に限る。以下「特例対象宅地等」という。）がある場合には、その相続又は遺贈により
財産を取得した者に係るすべての特例対象宅地等のうち、その個人が取得をした
特例対象宅地等又はその一部でこの規定の適用を受けるものとして選択をしたも
の（以下「選択特例対象宅地等」という。）については、限度面積要件を満たす場合
のその選択特例対象宅地等（以下「小規模宅地等」という。）に限り、相続税の課税
価格に算入すべき価額は、その小規模宅地等の価額に次の区分に応じそれぞれの
割合を乗じて計算した金額とする。

- (1) 特定事業用宅地等、特定居住用宅地等及び特定同族会社事業用宅地等であ
る小規模宅地等…………… 100分の20
- (2) 貸付事業用宅地等である小規模宅地等…………… 100分の50

2. 限度面積要件（措法69の4②）

重要度△

1に規定する限度面積要件は、次の区分に応じ、それぞれの要件とする。

- (1) すべてが特定事業用宅地等又は特定同族会社事業用宅地等（以下「特定事
業用等宅地等」という。）である場合……………面積の合計が400㎡以下であること。
- (2) すべてが特定居住用宅地等である場合……………面積の合計が240㎡以下であること。
- (3) すべてが貸付事業用宅地等である場合……………面積の合計が200㎡以下であること。
- (4) すべてが特定事業用等宅地等、特定居住用宅地等又は貸付事業用宅地等
である場合（(1)から(3)の場合を除く。）……………次の面積の合計が400㎡以下であること。
 - ① 特定事業用等宅地等の面積の合計
 - ② 特定居住用宅地等の面積の合計に3分の5を乗じて得た面積
 - ③ 貸付事業用宅地等の面積の合計に2を乗じて得た面積

3. 特例対象宅地等が未分割である場合（措法69の4④）

重要度○

1の規定は、申告期限までに共同相続人又は包括受遺者によって分割されていない特例対象宅地等については、適用しない。

ただし、その分割されていない特例対象宅地等が申告期限から3年以内（注）に分割された場合（特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例の規定の適用を受けている場合を除く。）には、その分割されたその特例対象宅地等については、この限りでない。

4. 手 続（措法69の4⑥⑦）

重要度◎

(1) 1の規定は、相続税の期限内申告書（期限後申告書及び修正申告書を含む。）に①の事項を記載し、②の書類の添付がある場合に限り、適用する。

① この規定の適用を受けようとする旨

② 計算に関する明細書その他一定の書類

(2) (1)の規定の適用については、税務署長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

（注）その期間が経過するまでの間にその特例対象宅地等が分割されなかったことにつき、一定のやむを得ない事情がある場合において、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、その特例対象宅地等の分割ができることとなった日の翌日から4月以内

2013 年合格目標

相続税法

理論ドクター見本

2-5 相続人（包括受遺者）関係

1. 基本問題

相続人の地位にある者が相続の単純承認をした場合と相続の放棄をした場合とでは、相続税及び贈与税の取扱いがどのように異なるか。その異なる事項を挙げて説明しなさい。

※解答※

1 相続の単純承認をした場合に適用がある規定

相続人の地位にある者が、相続の単純承認をした場合には相続人として次の規定の適用があるが、相続の放棄をした場合には相続人以外の者となるため適用がない。

(1) 生命保険金等又は退職手当金等の相続税の非課税（法12①五、六）

相続人の取得した生命保険金等（心身障害者共済制度の受給権を除く。以下同じ。）又は退職手当金等については、①又は②の区分に応じ、①又は②の部分の価額は、相続税の課税価格に算入しない。

① すべての相続人が取得した生命保険金等又は退職手当金等の合計額が500万円に被相続人の法定相続人の数を乗じて算出した金額（以下「非課税限度額」という。）以下である場合

その相続人の取得した生命保険金等又は退職手当金等の金額

② ①の合計額がその非課税限度額を超える場合

次の算式により算出した金額

《算式》

$$\text{非課税限度額} \times \frac{\text{その相続人の取得した生命保険金等又は退職手当金等の合計額}}{\text{①の合計額}}$$

(2) 相次相続控除（法20）

相続（被相続人からの相続人に対する遺贈を含む。以下(2)において同じ。）により財産を取得した場合において、その相続（以下「第2次相続」という。）に係る被相続人が第2次相続の開始前10年以内に開始した相続（以下「第1次相続」という。）により財産（注1）を取得したことがあるときは、その被相続人から相続により財産を取得した者については、算出相続税額（相続税額の加算から障害者控除までの規定を適用した後の金額）から、一定の算式で算出した金額を控除した金額をもって、その納付すべき相続税額とする。

（注1）第1次相続に係る被相続人からの相続時精算課税適用財産を含む。

(3) 農地等についての相続税の納税猶予等（措法70の6①）

農業を営んでいた個人で一定の者の相続人で一定のものが、相続又は遺贈により農地等の取得（農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例の規定により相続又は遺贈により取得したとみなされる場合の取得を含む。）をした場合には、相続税の期限内申告書の提出により納付すべき相続税の額のうち、納税猶予分の相続税額に相当する相続税については、申告期限までにその納税猶予分の相続税額に相当する担保を提供した場合に限り、納付の規定にかかわらず、納税猶予期限まで、その納税を猶予する。

(4) 債務控除（法13①②、21の15②、令5の4①）

① 無制限納税義務者等

相続又は遺贈（包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈に限る。以下(4)及び(5)において同じ。）により財産を取得した者が居住無制限納税義務者もしくは非居住無制限納税義務者又は特定納税義務者（相続開始の時ににおいて法施行地に住所を有する者に限る。）である場合には、その相続又は遺贈により取得した財産及び相続時精算課税適用財産については、課税価格に算入すべき価額は、その財産の価額から次の金額のうちその者の負担に属する部分の金額を控除した金額による。

イ 被相続人の債務で相続開始の際現に存するもの（公租公課を含む。）

ロ 被相続人に係る葬式費用

② 制限納税義務者等

相続又は遺贈により財産を取得した者が制限納税義務者又は特定納税義務者（相続開始の時ににおいて法施行地に住所を有しない者に限る。）である場合には、その相続又は遺贈により取得した財産で法施行地にあるもの及び相続時精算課税適用財産については、課税価格に算入すべき価額は、その財産の価額から被相続人の債務で次の金額のうちその者の負担に属する部分の金額を控除した金額による。

イ その財産に係る公租公課

ロ その財産を目的とする留置権等で担保される債務

ハ イ、ロの債務を除くほか、その財産の取得等のために生じた債務

ニ その財産に関する贈与の義務

ホ イからニの債務を除くほか、被相続人が死亡の際法施行地に営業所又は事業所を有していた場合には、その営業上又は事業上の債務

(5) 立木の評価（法26）

相続又は遺贈により取得した立木の価額は、その立木を取得した時における立木の時価に100分の85の割合を乗じて算出した金額による。

(6) 未分割遺産に対する課税（法55）

相続税について申告書を提出する場合又は更正もしくは決定をする場合において、相続又は包括遺贈により取得した財産の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によってまだ分割されていないときは、その分割されていない財産については、各共同相続人又は包括受遺者が民法（寄与分を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従ってその財産を取得したものとしてその課税価格を計算するものとする。

(7) 相続税の期限内申告書の提出義務の承継（法27②、29②）

相続税の期限内申告書を提出すべき者が申告期限前にその申告書を提出しないで死亡した場合には、その者の相続人（包括受遺者を含む。以下(8)及び(9)において同じ。）は、その相続の開始があったことを知った日の翌日から10月以内（注2）に、その死亡した者に係る相続税の期限内申告書をその死亡した者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

（注2）その者が納税管理人の届出をしないでその期間内に法施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、その住所及び居所を有しないこととなる日まで。以下同じ。

(8) 贈与税の期限内申告書の提出義務の承継（法28②）

次の場合においては、その死亡した者の相続人は、その相続の開始があったことを知った日の翌日から10月以内にその死亡した者に係る贈与税の期限内申告書をその死亡した者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- ① 年の中途において死亡した者がその年1月1日から死亡の日までに贈与により取得した財産の価額の合計額につき贈与税額（贈与税の配偶者控除の規定の適用がないものとして計算した金額）があることとなる場合
- ② 年の中途において死亡した相続時精算課税適用者がその年1月1日から死亡の日までに相続時精算課税適用財産を贈与により取得した場合
- ③ 期限内申告書を提出すべき者がその申告期限前にその申告書を提出しないで死亡した場合

(9) 相続時精算課税に係る相続税の納付義務の承継等（法21の17①、21の18①②）

① 特定贈与者の死亡以前に死亡した場合

特定贈与者の死亡以前に相続時精算課税適用者が死亡した場合には、その相続時精算課税適用者の相続人は、その相続時精算課税適用者が有していた相続時精算課税の規定の適用を受けていたことに伴う納税に係る権利又は義務を承継する。

ただし、その相続人のうちにその特定贈与者がある場合には、その特定贈与者は、その納税に係る権利又は義務については、これを承継しない。

② 相続時精算課税選択届出書の提出前に死亡した場合

イ 贈与により財産を取得した者（以下「被相続人」という。）が相続時精算課税の規定の適用を受けることができる場合に、その被相続人が相続時精算課税選択届出書の提出期限前にその届出書を提出しないで死亡したときは、その被相続人の相続人（その贈与者を除く。以下②において同じ。）は、その相続の開始があったことを知った日の翌日から10月以内に、その届出書をその被相続人の納税地の所轄税務署長に共同して提出することができる。

ロ イの規定により相続時精算課税選択届出書を提出した相続人は、被相続人が有することとなる相続時精算課税の規定の適用を受けることに伴う納税に係る権利又は義務を承継する。

2 みなし相続、遺贈財産の取得原因（法3①、21の16①、措法70の5①、措法70の7の3①）

相続又は遺贈により取得したものとみなされる財産を取得した者が、相続の単純承認をした場合にはその財産を相続により取得したものとみなし、相続の放棄をした場合にはその財産を遺贈により取得したものとみなす。

3 相続税額の加算（法18）

被相続人の直系卑属で代襲相続人となるべき地位にある者が、相続の単純承認をした場合には相続人であるため相続税額の加算の適用はないが、相続の放棄をした場合には相続人でないため相続税額の加算の適用がある。

2. 応用問題

《応用問題 1》

相続税法上、包括遺贈により財産を取得した者については、その者が相続人でない場合であっても、相続人の場合と同様に取り扱うことと規定されている事項がある。その事項を列挙して簡潔に説明しなさい。

※解答の柱※

- 1 債務控除（法13①②、21の15②、令5の4①）
- 2 立木の評価（法26）
- 3 未分割遺産に対する課税（法55）
- 4 相続税の期限内申告書の提出義務の承継（法27②、29②）
- 5 贈与税の期限内申告書の提出義務の承継（法28②）
- 6 相続時精算課税に係る相続税の納付義務の承継等（法21の17①、21の18①②）

《応用問題 2》

相続又は遺贈により財産を取得した者のなかに民法の規定に基づき相続の放棄をした者又は相続人の欠格若しくは推定相続人の廃除の事由により相続権を失った者がいる場合に、相続税の課税価格を計算する上で、注意しなければならない点について説明しなさい。

※解答の柱※

- 1 生命保険金等又は退職手当金等の相続税の非課税（法12①五、六）
- 2 債務控除（法13①②、21の15②、令5の4①）
- 3 立木の評価（法26）
- 4 未分割遺産に対する課税（法55）
- 5 農地等についての相続税の納税猶予等（措法70の6①②）